

平成 20 年度第 2 回新潟県立図書館協議会議事録

開 催 日 時	平成 21 年 3 月 12 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
開 催 場 所	新潟県立図書館 2 階「大研修室」(新潟市中央区女池南三丁目 1 番 2 号)
進 行 状 況	1 開 会 2 挨 拶 3 議 事 (1) 協議事項 ア 個人情報保護に関する取扱い方針(案) イ 新潟県立図書館における「図書館評価」の取組み(案) ウ 平成 20 年度新潟県立図書館事業の評価(案) (2) 報告事項 ア 平成 20 年度重点的に取り組んだ事業 イ 平成 21 年度重点事業(案) (3) その他 4 閉 会
委員出席状況	田村委員長、宮下委員、押木委員、渡辺委員、原委員、矢田委員、上原委員、植木委員、小林委員
事務局出席状況	安藤図書館長、太田副館長、近副参事、川崎企画協力課長、上村企画協力課課長代理、菊池業務第 1 課長、野澤業務第 1 課課長代理、鈴木業務第 2 課長、井川業務第 2 課課長代理

1 開 会

(司 会)

ただ今より平成 20 年度第 2 回新潟県立図書館協議会を開会したいと思います。私は副館長の太田でございますが、よろしく願いを致します。議事に入るまでの間司会進行を務めさせて頂きます。最初に安藤館長がご挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

(安藤館長)

県立図書館長の安藤でございます。外の景色を見ますと春っぽくなったなというのを感じますけれども、委員の皆様方におかれましては年度末の大変忙しい中、第 2 回図書館協議会にご出席頂きましてありがとうございました。

本日は次第のとおり、平成 20 年度の事業を振り返りつつ、来年度に向けてのいろんなご意見をお伺いしたいと思っております。

特に、今回図書館評価というものをきちんと導入をして、図書館評価の指標に基づいて評価したならばどういうことになるかということ、いろいろ私どもなりに自己評価したものを説明しながら、委員の皆様方からのご意見をお伺いしたいと思っております。

昨年、図書館法という法律が改正されて、図書館においては評価をきちんとやりなさい、それを公表して利用者、住民の方々からの評価を受けなさいというふうになっておりまして、いま各地の図書館で試行錯誤がされているという状況にあると思っております。私どももその一環として、かなり力を入れてきっちりとしたものになってきつつあるのかなと思っております。全国のある意味でモデルになればいいのかな、というふうに思っているところです。多少整理に手間取ったものですから、委員の皆様方の所に資料を送るのが少し遅れてしまいました

たが、ご容赦願いたいと思っています。

県の方は3月の県議会のまっ最中でありまして、県の本庁であれば議会からいろんな質問が出て、県政の次の年度の予算なり施策なりを議論しているところではありますが、図書館にとりましてはこの協議会が私どもの議会だというふうに認識しておりますので、きちんと質問に答えられるようにしていきたいと思っています。忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。ぜひよろしくお願い致します。

(司 会)

議事に入ります前に、傍聴者についてご報告致します。現在のところ傍聴者はいらっしゃいませんけれども、この会議は傍聴が許可されておりますのでご了承頂きたいと思います。また取材でマスコミも入っていますので、その辺もご了解頂きたいと思います。

それでは、これから議事に入りたいと思います。田村委員長、よろしくお願い致します。

3 議事

(1) 協議事項

ア 個人情報保護に関する取扱い方針(案)

イ 新潟県立図書館における「図書館評価」の取組み(案)

ウ 平成20年度新潟県立図書館事業の評価(案)

(田村委員長)

それでは始めたいと思います。今日をご覧の通り、大変議題が多く、しかも協議事項というものが入っております。私は協議会の委員になって協議事項が入ったのは、実は初めてではないかと思っています。大変結構なことで、協議会として何か意見を出してほしいと言われたのだと考えたいと思います。

議事の進行ですけれども、この協議事項、報告事項の順に説明させて頂きたいと思いますが、協議事項の所で、特に評価の話はなかなか意見を出し始めるとちょっときりが無いという所もあるような気が致しますし、この場で取りまとめるというようなことでもないというふうに事務局の方からは聞いておりますので、よろしければ、協議事項の「ウ」までで3時20分ぐらいまでを考えておまして、そこで1回休憩を取らせて頂きたいと思います。

休憩後は、報告事項の方をやり、さらになお時間が余れば、協議事項の続きをやるというような形で進めさせて頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは協議事項から順に進めていきたいと思っています。

まず協議事項のア、個人情報保護に関する取扱い方針案でございます。

(安藤館長)

ご説明致します。お手元の資料1をご覧頂きたいと思います。それとは別に追加のところ、平成20年11月27日付の、個人情報について、当分の間休止をしますという書いた用紙が1枚お手元の方に行っているかと思っておりますので、それを合わせてご覧頂きたいと思います。

今回の事の経過としては、昨年11月、元厚生事務次官の方が殺傷されるという事件が起きて、その時の容疑者がその次官の住所を図書館において、職員録を使って調べたのだと供述したことに端を発しまして、こういう個人情報を特定できるような図書の閲覧なり、貸し出しについては配慮して欲しいというような要望が国から、具体的には厚生労働省から各都道府県の教育委員会を通じて私どもの方に参りました。それらの要請も踏まえながら、事件の重大性とか可能性とかを考慮して、当分の間、自宅住所とか電話番号が掲載されているような図書類については、閲覧や貸出を休止しますというような取り扱いをしたところです。

私どもとしては、ここで具体的に上っている本だけではなく、もう少し広い立場で図書館におけるこういうものの取り扱いについてどうすべきかということについて検討して参った

のですが、その結果が資料1というところの取り扱い方針というところに整理されています。それでは少し読み上げながらご説明をしていきたいと思えます。

個人の自宅住所・電話番号・生年月日など、一般的に広く公開されていない個人情報が掲載されている名簿類、国なり県なりが発行しているかつての名簿、職員録というようなものですが、そういうものについては、いわゆる貴重資料の取り扱いの例に準じて、閲覧者の氏名・住所・連絡先・電話番号・利用目的というようなものを確認したうえで、普通の閲覧室ではなくて指定の場所で閲覧するような扱いにしたいと考えております。

いつまでそういう制限が続くのかと考えた時に、通常、著作権というのは50年になっていて、50年以上前のものは著作権法の保護を受けませんし、個人情報といっても歴史的なものになっていくというふうなことも含めまして、50年以上経過したものについては一般の資料と同様の形で取り扱うようにしたいと考えています。

下に理由が書いてありますが、図書館における知る権利、あるいは知る自由の保障は、県民に広範な資料を提供する図書館の基本的な使命・役割であると思っております。しかし、その一方で県民の個人情報保護に対する意識の高まりというものもある訳でありますし、個人情報保護法なり、県の保護条例なりというものがあって、図書館は直ちにその法律なり条例の適用を受ける訳では必ずしもありませんが、公共施設としての県立図書館としては、保護されるべき個人情報の提供によって、県民の生命や財産に危険が及ぶ恐れのあるものについては回避すべき義務もあるのではないかと考えています。

場合によっては相矛盾する事柄ではありますが、そういうことを考慮して、権利・義務の均衡を図る中で、先ほど述べたような取り扱いをしたいと考えています。

今回、委員の皆様方のご意見などをお聞きしながら、修正すべき点があれば修正しながら、きちんと明文化し、取り扱いを変更していきたいと考えております。以上です。

(田村委員長)

直接のきっかけは昨年事件だったそうですが、この際、こういう形で取り扱い方針を図書館として持っていきたいというお考えだと思います。他の図書館などでもこのようなことを考えている所がいろいろ出てきておりますけれども、今の館長のご説明のような考え方で、資料1のような案ということだと思っておりますので、これについてご意見は如何でしょうか。

(植木委員)

ほとんど異存はないのですが、閲覧者の中に、たとえば公益的な立場のマスコミ等が入ったような場合、どのような扱いになるのでしょうか。一般と区別がないのでしょうか。

(安藤館長)

基本的には同様であります。普段でも、特に報道機関だから特別な扱いをしている訳ではありませんので、マスコミは違う扱いというふうには考えておりません。

(田村委員長)

「知る権利」と書いてありますが、「知る自由」という表現の方が適切だと思うのですが、これについてはそういう身分や立場によって差別をしないというのが、非常に強い考え方として入っていると思っておりますので、マスコミだろうと何であろうと、とにかく扱いは一緒ということだと思っております。

(植木委員)

ただマスコミの場合は、国民の知る権利に奉仕する、強く要請される機関ですね。特別扱いがあっても良いような気がするんですが、如何なものでしょうか。

(安藤館長)

広く一般に同じ扱いにするのが、私どもとしては適当なのではないかと思っております。

(矢田委員)

公開するという話だから、別に特別扱いをするのではなくて、自治体としての権限でやればよいと思います。

(田村委員長)

他は如何ですか。

(矢田委員)

ちょっと角度が違う話で済みませんが、いわゆる貴重資料(重要な古文書等)の「重要な」というのはいらぬのではないかと思います。私は、何が重要で何が重要でないのか区別は難しいのではと思います。

(田村委員長)

他は如何ですか。

(小林委員)

「50年以上経過し」と書いてあるのですが、70年というところもあるようです。ここは50年で決めていらっしゃるのですか。

(菊池業務第1課長)

他県の状況もみましたが様々でございました。やはり50年という所もございましたし、逆に30年くらいと考えている所もございましたので、年数的には一応妥当な数値ではないかと思っています。

(安藤館長)

なかなか何年というのはどこに根拠を求めるのが難しいのですが、著作権法は基本的には50年で著作権が切れるというか保護されなくなるので、それが一つの目安なのかなと考えています。

(田村委員長)

他に如何ですか。

(渡辺委員)

図書館として、やはりこの厚生省からのこの文書が届きましてから、すべて閉架書庫に仕舞った訳ですが、県がこのようにきちんとした取り扱い方針を作ってくださいと、市町村立図書館もやはり県立に倣ってと言いますか、非常にやり易い。小さな町の場合は殆ど顔も知ってる、みんな知ってるから、使用の用途さえ分かれば見せてあげるといようなことがその都度あるのですが、やはりこういうきちんとした方針を立てて頂けると大変に有難いし、私はこれで良いと思っております。

(田村委員長)

他はよろしいでしょうか。

この理由とか今後の対応は、これは今後公表される予定でしょうか。

(安藤館長)

この文書を即公表するのか、あるいはもうちょっと簡略にしたものにするかは、まだそこまで充分詰めてはいないのですが、今日のここでのご意見を踏まえた対応にしていきたいと思っています。

(田村委員長)

私個人の意見を少し言わせて頂きますと、1つはですね、理由の前文の所をもっと強調していいのではないかなと思います。やはり、図書館は、もともと知る自由のためにあるというか、いろんな資料を集めて皆に、出版物中心ですけれども、出版物ってもともと公表を前提にした資料で、それを中心に集めて皆に広く使ってもらいましょうという趣旨の機関です。だから、ここの部分が基本にあるんだというのは明示して頂きたいというのが、それが1点です。

ただし、もう1つ図書館の特色というの、時間を超えてというか、時代を超えて資料を集める訳です。そうすると昔は当たり前で何でもなく良しとされていたものが、今になると問題があるというものがいっぱい出てくるというのは、これもその通りで、先ほど矢田先生がおっしゃったような問題が必ず出てくる。今回もその話なんだろうと思います。明治時代の会議録なんて、役人の給料まで載っていました。だから時代とともに変わるんだろうと思います。

それについては、今日の基準に照らしたときに問題があるものについては、やっぱり取り扱いについてきちんとした方針を持っていくべきであるというの、私も賛成です。それはそういうふうにした方が良くと思いますが、その場合、今日の取り扱いというの、明らかに法規に違反しているようなそういうことというのはちゃんと明示した方がよい。つまり、何を基準に取り扱い制限するかです。その辺の所は、基準はどこかで明示しておいた方が良くないかなと思います。

1つの基準はやはり法規じゃないでしょうか。新潟県の個人情報保護条例なんかを拝見すると、図書館には、個人情報保護条例は適用されないのだと書いてあります。あれがあるにもかかわらず、特定の資料については制限するんだということですから、基準は明示された方が良くないかなと思います。

原則は知る自由を保障するという原則に立って運営すると、ただし今日の基準で、法規などの基準で見た時に、明らかに問題があると思われるものについては制限するといった書き方をすれば、汎用性が出てくる。ほかのものを考える時も同じような考え方で出来てくるのではないかなと思いました。そのくらいのことをちょっと入れて頂くと良くないかなと思います。

それから、いわゆる紳士録のたぐい、つまり、個人情報の公開について本人が了承済みの情報を収録している人名鑑の扱いはどうなるのでしょうか。方針案ではそのようなものも制限されるように読めますが。

(菊池業務第1課長)

他県の場合も、市販のものでご本人が了承されているものは制限しておりません。社会の中で個人情報保護の風潮なり、規制なりがある中で、市販されている訳ですから、一定の濾過作用がすすんでいるのではないかという判断です。

(田村委員長)

この本文の中に書くか、あるいは要領等と書いてありますけど、本文の所には原則として書いて、そして今のようなものについては、別にそういうものは公開するんだということですね。書かれた方が良くないかなと思います。

(菊池業務第1課長)

はい。細かいものを作る時にはそういった所にも触れて置くのかも知れませんが、他県の事

例も集めておりますが、市販の物とか本人の了承とか、地域資料などが問題になっているようで、発行者の合意をとった上で公開するという表現をしている所もございました。

(田村委員長)

その辺はちょっとお考えになった方が良いでしょう。

(菊池業務第1課長)

はい、ありがとうございます。

(田村委員長)

それから閲覧複写ですが、あまり私も考えはまとまっていないんですけど、制限されるのは個人情報に関わる部分のみである、といった表現を入れておいた方が良いでしょう。住所が載っていたために、ほかの部分も全部複写不可みたいになってしまうと困ることはないでしょうか。

個人情報に関わる部分については、複写不可というよりもっと強くして、書き取りも駄目だということくらいに言っても良いのではないかと思います。複写等の制限をするのは本全体ではなく、個人情報の載っている部分のみにする、ただし、記載部分の制限はもっと厳しくとも良いと考えています。

(矢田委員)

貴重資料に準じてということになると、貴重資料は許可を得れば撮影する場合ただです。貴重資料の取り扱いの例に準じてという話と、複写不可というのは合わないんです。

(安藤館長)

撮影とコピー機の扱いというのは別にされているので、本は一般的にはコピー機で撮るという扱いになっている。古文書は、コピー機でそのまま撮るということは基本的にはなくて、フィルムで、カメラで撮ったりするので、その扱いが少し違うのかなと思います。

「例に準じる」というのは大体同じような考えだという意味に使っています。

(矢田委員)

大体同じであれば、普通は立場を明確にし、目的を明確にし、相手の許可があれば、それは撮らせる。

(安藤館長)

とらえ方の問題なんですけど、矢田先生の場合は基本的に公開だという判断で話されているのかと思うんですけど、それはその通りですが、もう一方では全く単純に公開ではなくて、いろいろ制約を設けているのでこれは制限だと捉える人もいます。

(矢田委員)

これは公開ですよ。

(安藤館長)

それは立場の違いで、普通に本を見ている方々から見ると、これは制限だというふうに分かる訳ですね。

(田村委員長)

でも、見せている訳ですから、制限付きの公開なんですね、確かに。それはそういうことだ

と思います。

(矢田委員)

制限されることは意外とやっています。そういう中で学問をやっている訳だから、制限付きの公開ばかりです。

(安藤館長)

最終的にはこれは公開しますということになりますので、いろいろ名前を書いて頂いたりする訳ですが、基本的には公開をするということですよ

(田村委員長)

閲覧はして、それで個人情報にかかわる部分については、メモも駄目だと思うんですが。メモ書きとか複写等は原則として駄目ということではないでしょうか。

(矢田委員)

複写不可って書くとそういう質問が出てくる。閲覧でメモも駄目、撮影も駄目ということになってしまう。

(田村委員長)

但し書きで、但しとして何かそんなことでも書いて置くのが良いのではないかと思います。

(矢田委員)

僕は屁理屈を言っているんですよ。複写以外は良いのか、という話になるから。

(安藤館長)

分かりました。もうちょっと厳格な形で、混乱のないように表現していきたいと思います。

(菊池業務第1課長)

いろんな事を混ぜこぜにいたしました。資料種別によっての取り扱いや、それに適した複写手段の違いとかもございまして、その辺を整理しながら進めたいと思います。

(田村委員長)

しつこいようですが、原則はやはり公表する。何か、結果だけ出しても、何でこんなことになるのかと分からないような気がするんです。やっぱりそこはきちんと出しておいた方が良いかと思います。それから、何年か後に見直すこともあって良いかと思っています。

他は如何ですか、よろしいですか。他になければそのような意見が協議会の中であったということ。

それではもう一つの協議事項、評価について、これはイが一般的な話で、ウが具体的な評価についてです。それから、次の報告事項のアの重点的に取り組んだ事業の中にも、実は評価に出てくる事項がございまして。この協議事項のイとウと報告事項のアの中の評価に関わる部分を纏めてご説明頂けるとよろしいかと思っています。

(安藤館長)

それでは資料の2と3と4の一部を並べてご覧頂けるとありがたいと思います。

最初の資料2が、図書館評価の取組の枠組みについて書いてあります。この枠組みの議論だけだと実際どうなのかがお分かりにならないところもあるかと思っていますので、その次の資料3で、平成20年度事業の場合はこういうふうになりますよという、試しにやってみたものがあります。その前提になっているものが資料4の、20年度重点的に取り組んだ事業というも

のがあって、それらが前提になっています。

それではそれらについて一括してご説明したいと思います。

最初の資料 2 の県立図書館における「図書館評価」の取組み案についてであります。目的とするところは、平成 20 年の 6 月だったと思いますが、図書館法が改正されました。新たに条文が付け加えられまして、そこでは「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ということが法律事項として定められています。努めなければならないというのは努力規定ではありますが、少なくとも県立図書館としては当然のこととして積極的に取り組んでいこうということでもあります。

その際に(2)になりますが、行政でも行政評価というものが5、6年くらい前から盛んに行われるようになってきています。私もも公立の施設として、一つには行政評価の手法というものを参考にしたいと考えております。具体的には PLAN、計画と実施と評価と改善というサイクルの中で、原則、公共施設は単年度の予算主義で来ていますので、1年ごとに、年度単位に計画実施評価改善を繰り返していくというような方法かと思えます。

行政評価と言ってもむしろ民間企業の経営分析の手法に割と近いような指標を掲げています。県で言えば県立病院のようところが行政評価であると同時に経営分析を行っている訳ですが、そういう経営分析的なものの考え方をかなり中に入れていくということです。ここでの評価の結果は広く公表しまして、県民の皆様の理解を深めて頂いて、さらにいろんな意見を頂きながら、より県民の方々から利用して頂くような施設になっていこうと思えます。

具体的な評価の中身ですが、評価を大きく3つに分けています。1つは基礎的サービス評価、2つ目が次のページになりますが、その年度重点的に取り組もうとした重点事業の評価、最終的には利用者による満足度の評価という3つのカテゴリーに分けています。

最初の基礎的サービスの評価という部分ですが、これは全国に図書館が3千くらいあるといわれておりますが、全国の3千くらいの図書館と、ある意味で共通する図書館サービスというものがあり、他の図書館と共通するサービスについて、継続的に目標を設定して、ほかの図書館との比較検討もできるという中で、考えていくべき数値目標ということです。

当面掲げたのが入館者数と新規の登録者数と個人の貸出冊数と、それから県立の役割としては市町村への貸出冊数、それからレファレンスの件数、それから今はコンピュータの時代ですので、コンピュータの利用がどれだけ進んでいるかという意味で、ホームページへのアクセス回数というようなものを基礎的な指標として掲げたらどうかと思っています。

それらをA、B、C、Dの4段階にして、数値目標105%以上であれば十分に達成されたとか、84%以下であればほとんどできなかったというような、そんなような4段階評価を試みたらどうかということです。これらの数字を全国の他の図書館との比較の中で考えるために、そこにある年間総事業費とか職員数とか、要するにコストですけれども、このサービスをやるに必要なコストを掲げて、これこれのサービスをやるにあたってどれくらいのコストがかかっているかと。具体的には入館者1人当たりの事業費はどれだけだとか、職員1人当たりの入館者数はどれだけだかということを出して全国比較をしていきたいと思っております。

もう一つのカテゴリーは、重点事業の評価であります。その年特に重点的にやろうというものを運営方針の中で決めますので、そういう運営方針の中で決めた重点事業について、その成果をきちんと評価をしていきたいと思えます。

最後は、最終的には利用者がどういうふうに満足しているか、利用者の満足度をきちんと把握するのが一番大事だと思っています。ただ、アンケートをやったからと言って、なかなか声なき声を十分に吸い上げられる訳でも必ずしもなく、アンケートを強制することもなかなかできませんので、そういう意味で利用者満足度を的確に把握することは非常に難しいものですから、それに代わるべきものとして、この協議会による外部評価というものを当面の、第3者的な外部評価の基準というか、考え方にしていきたいと思っております。後ほど具体的

にご説明をして、それに基づいてのご意見を頂きたいと思ひます。

3番目の評価のサイクルは、これは予算が年度で出来ていりますので、年度当初に運営方針なりその年の事業計画を定めて事業を実施して、1年後になって評価するだけだと、1年経ってまたもうあと1年ね、という話になりかねないので、私どもとしては民間企業が良くやるように、四半期ごとの事業チェックをして、必要により年度内でも方針を変えるというか、新たな事業を考えるということもしていきたくて思ひています。

最終的に、この3月に図書館協議会の委員の皆さん方からの外部評価を受けて、それらを踏まえて最終決定をして、翌年度の新たな事業に結び付けていくというようなサイクルで臨みたいと思ひます。

4番は、その重点事業の場合の評価の項目なりシートなりというものの項目を述べてあります。これは具体的な例でご説明をしたいと思ひます。

資料3をご覧頂きたいと思ひます。

資料3が今ほどの説明に沿って、1番が基礎的サービス評価が載っています。その次のページに、これは1年前になりますけれども、19年度の実績を他の県と比較した場合の数値、経営分析した場合の数値が載っています。2番からは重点事業が全部で4つありますが、全部の重点事業についての私どもなりの自己評価したものを計上してあるという形です。

それでは戻って頂いて、基礎的サービス評価ですが全部で6つの項目を述べてあります。最初は入館者数で、中期的な目標を掲げてあります。本来はちゃんとした中期経営計画のようなものがあればよいのですが、それはきちんとした明文はないので、この3年から4年くらいの間でこのくらいの所まで目指したいなと思ひている中期的な目標数値があります。それから本年度、20年度の目標値があって実績が述べられています。私どもが最大の課題としているのは、利用者をよりもっと増やしたいというのを最大の課題としてあります。公共施設として考えますと、やっぱり利用されてこそその図書館だと思ひますので、県立だからとか市町村立だからという以前に、たくさんの方から利用して頂いて、賑わうというのも、活気があって役に立つ図書館であるというのが最大の指標ではないかなと思ひています。それを評価する方法はいくつかあると思ひますが、一番単純なのはよりたくさんの方々がこの図書館に来て頂くということかなと思ひます。

入館者数は、19年度の実績は、実績の一番右側を見て頂くと分かりますが、23万400人でした。実は毎年、毎年減り続けていて、一番多かった時が32・3万人くらいの利用者がいたんですが、ほぼ毎年1万人ぐらいつつ入館者数、利用者数が減って来たところなんです。過去最低の数字だったのが19年度の23万人という数字まで落ち込んだというのが実績になっています。私どもはぜひとも持ち直してというか、この23万人を一番下にして、これからはよりたくさんの方々から利用して頂くような図書館になりたいと思ひていて、当面の目標を30万人と掲げていますけれども、すぐにはならないので、毎年1万人、2万人ずつ利用者が増えるような施策をしていきたくて思ひます。20年度は1万人増の24万人という目標に掲げておまして、ほぼそれに近いくらいの数字になったのかなと思ひます。

四半期ごとで見ますと、実は去年の4月、5月、6月、7月というのはどんどんどんどん落ち込む一方で、すごい勢いで入館者が減り続けていたんですけど、夏の終わったあたりから、ようやくいろんな取り組みが少し効果を発揮してきたみたいで、9月、10月位から入館者が増え始めていて、今は、平日ですと800人から900人くらい。土曜日曜だと1千2・3百人位入館者がいるようなところまで持ち直してきたという実態にあります。それを今、私どもの最大の目標に掲げています。それに付随する形で新たな登録者数でありますとか、本の貸出冊数とか、レファレンスの件数というものが存在していると思ひています。

入館者数はある意味で確実に伸びつつあるんですけども、それ以外の数字は必ずしも伸びている訳ではなくて、伸びているのもあるし少なくなっているのもあって、必ずしもそれ以外は伸びていないというのが、今の現状であります。これが今の絶対的な数字です。

その次のページを見て頂きますと、これは20年度ではなくて、19年度の実績の他県比較と

いう形であります。取り敢えず他県比較で載せた県は近隣の東北地方の宮城、福島と関東の方の茨城とか群馬とか長野とか隣接する県を載せてあります。いきなり東京都とかと比べても規模も違いすぎますし、比較の対象になり得ない所があるので、隣接県と比較して新潟県がどういう相対的な位置づけにあるかというあたりのことを整理してあります。

県の規模、人口規模も蔵書の規模もほぼ同じくらいというか、宮城県がちょっと多いのですが、それ以外の所はほぼ70万冊ぐらいの本をもっています。予算とか職員数は県によってかなり違いがあって、特に職員数に相当な開きはありますが、予算は、新潟県は必ずしも低い訳ではなくて、周りとか比べると割と高い方にあるという感じがします。年間の資料の購入費も必ずしも低い訳ではなく、高いとは言わないのですが、必ずしも低い訳ではないと思います。正直に申しまして、入館者数も個人の貸出冊数も、他の県と比べて全然低いです。実績としては充分上がっていない。特に貸出冊数は非常に少ないという現状にあります。

下の表の方に移りますと、それらを経営分析的に職員1人当たりの入館者であるとか、事業費がどうかとかを比較検討した表がここにあります。経営分析的にはよろしくない数字が並んでおります。他の県と比べた時に、大変コストがかかっている、実績は必ずしも上がっていないので、数字だけ見た時には、あまりよろしくない数字ばかりが並んでいるという状況にあります。

1例を上げれば、3番目の項目の「個人貸出1冊あたり事業費」というのが書いてありますが、本1冊貸すのに、コストが1,839円かかっているんですね。一番安いところだと、茨城県などは1冊本を貸すのにかかるコストは280円なんですけれども、新潟県の場合は1冊本を貸すのに1,800円もコストがかかっているというような、そんな現状にあるというのもご承知おき頂きたいと思っています。

次の3ページ目ですけども、20年度重点的に取り組んだ4つの事業についての重点事業評価を載せてあります。

その4つの事業というのは、1つは、従来どうしても県立図書館は専門的な図書館としての色彩が非常に強かったものですから、子どもたちや高校生、若い人たちから見ると大変敷居が高く、入りにくい図書館だったんですね。そういう中で利用者がどんどん減ってきたという現実があります。今は、去年から、ある意味で大方針を変えたという、方針転換を180度果たしたという感じですが、もっと広く、県民の様々な人から利用して頂ける図書館になるべきではないかということで、子どもたち向けの本や、高校生、中学生向けの本や、若い人向けの本というコーナーを設けて、そして広くいろんな利用者から利用して頂くような対応を取ってきたというのが今の重点事項の1つになっています。1年目なものですから、本来はそういう人たちがどれくらい利用したかというのが大事なんですけども、そこまでの成熟度がないものですから、最初の年としてはまず子どもの本とかあるいは高校生向け、若者向けのコースの本をまず揃えましょうというところから始まったので、指標としては資料をどれだけ集めるかというのを掲げています。子どもの本としては4千冊、コースのコーナーとしては2千冊の本をまず揃えて、もちろん充分ではないので、この5倍、10倍という量を揃えていく必要があると思っていますけども、まずはそういう本を揃えるというところから始めたところです。その限りにおいては総合評価としてはまずまず目標が達成されたのではないかな、というのが私どもの今の自己評価ということになります。

2番目は、揃えている資料の中身にかかわる問題なんですけれど、従来は専門書なり辞書なりを中心に選書をしてきていて、入門的な本とかカジュアルな本とか、最初に興味を持って読もうと思うような本がほとんど揃っていませんでした。それで本も、資料もあまり偏ったものではなくて、やはりいきなり大人になって難しい本を読むものではないので、順を追って読書経験を積んで、いろんな本やいろんな分野に興味を持って行く訳なので、読書経験を積むという過程の中で、もうちょっとカジュアルなもの、入門的なものも揃えていくという方針を立てています。

その一環として暮らしコーナーというのと、仕事のコーナーというのを新たに作って、割と

入門的な本をそこに揃えています。暮らしのコーナーについては医療、健康の他に子育てとか、料理とか、ガーデニングとか、ファッションとかいう本も揃えていますし、仕事ビジネスも単に仕事のスキルアップというだけでなく、法律入門とかインターネット入門とか、初歩的ではありますがけれども読書経験の第1歩、第2歩を、こういう中で踏んで頂ければいいのかなと思っています。これも従来は無かった本なものですから、それぞれ新たに2千冊ずつ買いたまおうということにして、とりあえずですけれども資料の収集は、初歩的ではありますが出来たかなと考えております。後はこれを利用して、さあどうするというのが本当の所の問題かなと思っています。

重点の3番目は郷土資料の貸し出しなどによって、郷土資料の利用の拡大を図ろうと思っています。県立図書館全体で70万冊くらいの蔵書がある中で1割ちょっとくらい、7万冊くらいが郷土関係の資料という形になっていまして、全体に占めるボリュームは最大のコレクションかなと思います。ただこれまではもっぱら保存をして、閲覧は出来るものの、貸し出しもしませんし、いろんな制約が多かったのですが、郷土資料というものについても幅広く関心を持って頂いて、もっと利用して頂くために、複数資料をもっているのであれば、貸出をしても良いのではないかなと思いますし、郷土についても古い本ばかりということではなくて、新潟県に関わるいろんな新しいものもたくさんあるわけなので、新潟県に関する新しい情報もこの中で収集していくということも考えています。

具体的な取り組みとしては貸し出しできる郷土図書コーナーというものを作りましたし、新潟県出身で、今、活躍している最中の若い作家にも目を向けて、すでに評価の決まった方々ばかりではなくて、今現在活躍しているような方々のコーナーを作るというようなこともやりながら、郷土資料イコール古文書、古い本というイメージではなくて、もっと広く新潟県をアピールできるような場にしていきたいかなと思っています。ただ、そういう思いの割には利用者が必ずしも伸びている訳ではなくて、まだまだ、もうちょっと工夫の余地があるかなということで、評価はBというあたりで留まっているのかなと思います。

最後6ページ目ですけども、重点事業の4番目は、音声・映像資料の収集提供というものもやって行きたいと思います。図書館という所が単に活字だけの本だけの場所ではなくて、広い意味の情報を集め、広い意味の情報を発信していく場所、あるいはさまざまな知識をここに来れば得ることが出来るという場だとすれば、活字の本だけに拘っているのではなくて、もっと広く音声や映像資料というものも積極的に考えていきたいと考えています。当面の措置としては比較的簡単に手に入りやすいCDの音声資料の方をまず揃えたいと思っています。大変わずかなんですけども取り敢えず500点をまず揃えたいと考えたところです。金の問題がかなりありまして、CDは平均すると、普通に買うよりは高いんですけど、3千5・600円から4千円くらいなんですね。普通のレコード屋さんで買うともうちょっと安いんですけども、図書館が買うともうちょっと高くて、4千円弱くらいです。DVDは2万とか3万円するものですから、2万円、3万円するものをたくさん買うということはなかなかできなくて、そういう財政的な、予算上の制約もあって、当面CDを中心に音声資料を集めて行きたいと思っています。これもまだやり始めたばかりなものですから、まだ評価するところまでは至らなくて、やり始めましたというところかなと思っています。

今、口で説明しましたけれども、その次の資料4の所の重点的に取り組んだところに、より詳細に書いてありますけれども、時間の関係もあるのでそれについては、後ほどご質問があれば個別に説明したいと思いますが、とりあえず省略をさせて頂きたいと思います。

(田村委員長)

それでは今説明して頂いた重点事業評価の4つですね、子どもや青少年など利用者層の拡大、暮らしと仕事、郷土資料、音声・映像資料について、資料4の重点的に取り組んだ事業AからEまでが該当するので含めてご意見を伺えればと思います。

最初にこの評価の仕方全体についての部分ですね。そこについてももし何かご意見があれば

伺って、その後で評価自体ですね、今年度の評価自体についてご意見を伺いたいと思います。では最初にこの評価の仕方については如何でしょうか。何かご意見はございますか。

(原 委員)

評価の枠組みですが、これは標準的なものが決まっているのでしょうか。ここで出されたのは新潟県の県立図書館としての枠組みということになるのですか。

(安藤館長)

評価の枠組みは一切決まっていなくて、今各県の県立図書館がどういうふうにするかということ議論しているまっ最中でありまして。これは全くオリジナルに私どもの方で考えたものです。

(原 委員)

なるほど、そうですね。いずれその辺、標準的なものが出てくるのではないかと思うんですよ。たとえば大学評価なんかの場合も、大体基準が出来ちゃって、こういう項目について、評価項目とかですね。あるいは評価の仕方なんかについて、大体基準が決まっているという感じですし、その他、国の機関評価なんかですね。そういったものも大体決まってきたと思うんです。だから、その辺は歩調を合わせることになるんです。

(安藤館長)

一番先行しているのは東京都立かと思っております。去年の秋に東京都の図書館協議会が決めたというか、答申したような形で評価の枠組みを決めた例があります。私どももそれを横目で見ながら、一番我々に会いそうな形に一部アレンジしながら作り変えた形があります。

(田村委員長)

他には如何でしょうか。

(矢田委員)

数字で評価されるのは非常に館自体もきついと思いますが、他の館、他の県もそうされているのかどうかちょっとお聞きしたいというのと、大学等々では、普通は5段階評価かなというのがあって、他の所も大体公共図書館は4段階評価というのであればそれでいいのですが。Cは目標の達成が不十分であるということですよ。それが資料3を見ると不十分なのが過半数を超えているというのは、変な言い方で言うと、如何なものかと言わざるを得なくなる。

頑張ったけどほどほどというのが、真ん中にあるのであれば良いんですけども、A B C Dだと下に行っちゃいますよね。自己評価の仕方としても、まあ90パーセント台ですからね、真ん中かなあというふうに個人的には思うんですけど。だから4段階評価じゃなくて5段階評価にして、拝見してもまあ真ん中以上かなと、頑張っておられるところもあるかなというふうに思いたいんですけど、4段階評価になると真ん中より下というふうになるんで。別に変なトリックをしるという意味ではないんですけど、対外的に見た時にうまく評価が伝わらないんじゃないかなという気がするんですけど。

(安藤館長)

5段階か4段階かというのはまだ他の県も十分にこういうものが揃っていないので、むしろ新潟県が一番早いぐらいのグループで動いているので全体状況は良くは分かりません。5段階にした場合だとCというのがちょうど真ん中で、通知表であれば3ですね、皆平均3、3、3とつけるようなものになりがちなので、むしろ良いのか悪いのかというのをはっきりさせて、悪いものは悪い、まだ不十分だということのものは不十分だということをはっきりさせた方が、状況を認識する上では良いのかなと思っています。

私どもの県立図書館の現状に即して言えば、どんどん入館者が10年来減り続けて来た中の話なので、現状満足ですということではなくて、頑張っているけども思ったほどの成果でなければ、それは思ったほどじゃありませんねということも明らかにした上で、よりもっと頑張るといふふうに厳しくしていきたいと私としては思っています。

(矢田委員)

お気持ちは分かるんですけどね、外部の人が見た時に駄目ですねっていうふうに言われるのもちょっとまずいのではないかと思います。国立大学も法人化しまして、結局外部評価になる訳ですが、それがことによったら財政に響くというところまである訳ですから、あんまり自虐的な評価の仕方をしない方が、個人的には良いのではないかと思います。館長さんが説明されると分かるんですが、外の方がぱっと見た時に下位の方が過半数なのか、というふうなのはちょっと。こんなに頑張られていてどうかなと思うんですけど。

(田村委員長)

私も矢田先生と同じような感想を持ちました。基礎的なサービスの部分がCばかりで、重点事業の方がA Bなんですね。これを見ると重点事業は良いから、基礎的サービスを頑張るとよ、と取られかねませんし、あまりに両方の成績が違い過ぎるのも如何かなと思います。もう少しその辺をお考えになった方が良いんじゃないかなという感想は、確かに持ちました。

図書館員の皆さん確かにとても良くやっぴらっしゃるのに、その辺をもうちょっと評価するような数値なりを出されるというのも良いし、外に対してもそうですよね。Cがあまり出ると指導部局の方から、ちょっとこれはどうなのかという話が出てくるのではないかと、心配になってくるのですけれども如何でしょうか。

(安藤館長)

一生懸命やっているのを評価して頂いて、大変うれしい限りでありまして、4段階ではなくて5段階評価にしていけばおそらく一応平均的にはやっていますねということにはなっていくのかなとは思いますが、この協議会でそういった意見が多数を占めるということであれば、改めて行きたいと思ひます。

(田村委員長)

私は個人的には市立中央図書館が開館している中で入館者数を伸ばしたというのは、そこそこ頑張ったんだなあというふうには思っております。そういうところが評価に出るように考えて頂ければ良いのかなと思っております。他に如何ですか。

(押木委員)

すみません、遅く来たのでもしかしたら説明があったのかもしれないんですが、このA B C Dの達成率のパーセントというのは何か基準があって決めているんですか。充分達成されたのが105パーセント以上とか、ある程度が98パーセントとか、割と数値が高いなという気がするんですが、これは何か指標があってこのパーセントを出されたのかでしょうか。

(安藤館長)

明確な基準はないんですが、県庁そのものもこういう行政評価を行っていて、県で行っているこういうやり方にはほぼ準じて考えています。私どもも県の組織の一部なので、それとまったく違った形にはならないというふうには思っています。

ちなみに県の政策プランというのが最上位の計画にあるんですけど、そこに掲げている県立図書館の入館者目標は40万人でありまして、最大が33万人だったなら40万を目指せということになっています。本当はそれに準じようとする中・長期目標を40万に掲げて、今年

度は27・8万人くらい掲げないと駄目なんですけども、なかなか現実的ではないものですから、ちょっとそれと違った数字になった訳です。私どもの上位計画がちゃんと存在しているというのも前提にしてあります。

(原 委員)

機関評価は大変難しくてですね、私も何回もこれに関わってるんですが、ひとつは目標の設定の仕方なんですね。目標に対して達成率はどれくらいかというのがあるんですが、問題はその目標設定が妥当なのかというのがまず問題になって来るんですが、そういう時に過去の推移とかその機関としてのポリシーとかそういうものを反映してこれは上げなきゃいけないとかですね、いうふうなのがあって、しかもどうやったらそれを上げることが出来るかという有効な手段についての見通しを持っていないで目標を出しちゃうと非常にみじめなことになってしまうということがあるんですね。その辺を考えて評価項目を作っておく必要が、どうもありそうなんですよ。これについては絶対にどんなことやっても上げることが出来ないとかですね、どうにもならないという部分というのがひょっとしたらあるかもしれない。それは敢えて、大事だから、絶対一致するというのであればまた別ですけどね。その辺、結構配慮してやる必要があるかなというのが1つと、それからもう1つ。

当然、よその県と比較するということになっちゃいますよね。これがまた難しくて、環境の違いみたいなもの。地域ごとにいろんな事情の違いみたいなものがあるって、全く同率に比較出来ない部分が結構あるんですよ。これがなかなか悩ましくてですね、その辺について相当いろいろ突っ込んで、たとえば宮城県と比較するということになれば、どこでも適当ですけど、ここに並んでいるこれは関東甲信越ですかね、ということであるとすれば、地域との差ということに相当配慮して、どこと比較するのかということも考えておいた方が良いかなという感じがするんですよ。たとえばですね、一番重要なのはおそらく来館者数という認識をしておられると思うんですが、これ、県立であっても県内の県民がすべてやってくる訳ではないですよ。どうしても新潟市内の人が中心になってしまう。そうすると、新潟市の中で、たとえば市立図書館があるとすれば、そこもひっくるめて、まあ他の県立図書館もそういう事情は同じかも知れませんが、その都市の規模だとか人口密度みたいなものですね。なんとかということベースにした方が良いかな、と。県全体の人口で割り返すというのはちょっとしんどいんじゃないのという感じもしますね。その辺の指標の作り方というのは、相当いろいろ考えるべきことが多いのかなというふうに思いますね。実際問題として、評価指標を作るには、その評価指標を見て、関係者になるほどこれはもっともな評価だねというようなコンセンサスが得られるかどうかということが一つなんですね。コンセンサスが得られるんだったら意味のある評価の方法である、と。だけどいろいろな意見、これはちょっと良く出過ぎているんじゃないとか、これはちょっとおかしいんじゃないとか、少ないんじゃないかって関係者の間で意見が分かれる場合については、少し見直しを、相当見直しをしていく必要があると思うんですね。だから、一発で評価方法って決めるってなかなか難しいですね。何回かトライしてやってみるということで。私自身も会社の中でそういう評価指標を作ったんですけど、数年は実験的にやろうということにして、役員会に出すんですけど、役員会に出すと何となくこれはみんな大体あたってあるねという話になって、じゃあこれで行こう、と。3年後くらいにようやく決めたという例がありますね。そういうことなのであんまり最初から良いものを作ろうと、完全なものを作ろうと思われない方が良いかもしれないですね。

(宮下委員)

私としては、このような評価を、評価のいろいろな意味合いや具体的な項目には十分に練られた文はないかも知れませんが、でも一度こういう厳しい目の数値を取ってみる。そしてそれがすべてではないということをも踏まえたうえで、出てきた数値に対してどこが問題だったのか等々を一度検討してみるのが良いのではないかなと思っております。

私は学校に勤めていて、学校図書館の利用の仕方やいろんなものを、いくつかの学校でやっ

て来たんですけれども、たとえば子どもたちのバーコードでというか、パソコンでの管理を、僕はコンピュータのことはよく分からないのであれなんです、システムが学校用のシステムが全くないのですよね。そうすると一般の図書館用のシステムを使いながら学校の図書館で利用している。そうすると子どもたちの何が見えるかと言いますと、細かいいろんなものは見えない。たとえば学年とか学級とかというような区別の仕方というのは見えない、そういうことは一般の図書館では必要はないからです。それを、基本的によくそういうコンピュータに精通した職員がいて、いろんなものが見えるように、貸出カードというか。たとえば今のことで言うと、入館者の数値を把握したい。でも、その把握することは何のために、つまり、入館者を増やすために。そうすると入館者の数字だけが見えるだけではなくて、年代ごとに見えたりとか、どこから来た人が多いのかとか。いろんなものがその中にどのように見えるようにするかという問題が出てくると思うんですよね。そうするとありきたりの既製の物をただ使うというだけでは済まされない。

やはり既製のものを基にしながらも、新潟の県立図書館独自の何か、そのカードを通すと何か違うものが見えてくるとか、必要なものが見えてくるというような何かをしないと、より良いものというか実態がつかめない。また、改善のための手立てにもならないという気がするのであります。ですので、今はカードでピッと当てて、何人かという総数は分かると思いますけれども、その他に何が見えるのか。本当に地域が見えるのか、あるいはその中に新潟市立図書館にも私は通っていますよという一項目があって、それを通すとそこに出てきた人たちのどんな傾向なのかと、また違ったデータが見えてくるという、そこいら辺の工夫をもう少し。この中でどんなカードが使われて、どういうのなのかよく分かりませんけれども、工夫する必要があるのかなあと私は今、そういうふうに思っています。

(田村委員長)

資料3と資料4の工くらいまで含めて、評価に関連してもし他にあれば、ご意見を頂きたいと思いますが、如何でしょうか。

(原 委員)

公立図書館です。指定管理者を使っておられる所はある訳です。たとえばそういうところと比較したときにどうなのかな。たとえば1人当たりなんかとかという、効率を表すような指標がありますよね。こういったものを、指定管理者を入れているために相当パフォーマンスが良かったという話は聞くんです。そういうものと比較した時にどういう水準にあるのかな、というのが一辺比べられると良いかもしれませんね。それを一つの目標にすると。特にパフォーマンスに関しては、1人当たりなんかとかというような感じの所は。というふうに思うんですけど。

(安藤館長)

新潟県内に限ると、全面的に指定管理にした所が、三条市が本館も分館も運営をすべて指定管理にしています。長岡市は、旧長岡市の本館は市が直営でやっていますけれどもそれ以外の合併したところの栃尾だとか中之島とか寺泊とか、それらは指定管理者が一括運営をしているという、二重構造のような形態を取っています。県立レベルですと、業務すべてを指定管理したところはないようなんですけれども、岩手県と岡山県は、県立でも業務の一部を指定管理にするという、業務を分けて一部を指定管理者で民間の人が運営をしているという部分はあります。ただ、県立のレベルで全部丸丸というのはないですけども。

(田村委員長)

広域なので市町村とは同一に論じられない所があります。

(安藤館長)

これらの数字は市町村立と県立ではものすごく、全然違う数字になっていまして、図書館といっても県立と市町村立では性格付けが本質的に違う所があるもんですから、数字の比較をしてもなかなかピタッとは行かなくて、やっぱり我々としては同じ県立でここに出ているような新潟県のライバルになりそうな県というのがありまして、そういうところとの比較をせざるを得ないかなと思います。

(渡辺委員)

私も聞き損じたのかもしれないんですけど、この目標設定なんですけど、本年度の目標もかなり、まあちょうど良い線かもしれないんですけど、この中期的な目標というのは何年後とか、そういうのはありますか。

(安藤館長)

本当は中期目標計画みたいな書き物をちゃんと作って、そのうえで考えるべきことなんですけども、そこまでのことをやっている余裕がないもんですから、今は3年から4年くらいの間にこのくらいまでやれないかなあ、と思っている程度で、明確に何とかプランとか何とかビジョンとかがある訳ではないんです。繰り返しになりますが、毎年1万人ずつ下がって来たもんですから、何であれ、もっとたくさんの人から利用してもらって、たくさんの人から本を借りて行ってもらって、ひいてはそれが県民の読書全体に良い影響を与えるような、そうなるためにはかなり目標を高く掲げて、できることは何でもやる、と。できると思われることはすべてやってみると。多少失敗しても良いので、やれるものは全部やるという主義で臨んでいるというのが現状かなと思っています。

(渡辺委員)

やはり数値が非常に高いので驚いています。たとえば県立の場合は特にレファレンス件数を増やすとかね。次の所を見ましても新潟県立は、レファレンスは非常に他の県から比べても多いですし、新潟市がこれだけ立派な中央図書館ができて利用者数もかなり多いところですが、レファレンスにつけてはやっぱりさすが県立という数字が出ていますので、一律すべてこの中期的目標が入館者数30万、減りつつある所を3、4年で達成したいというのはかなり厳しいのではと感じました。だから、県立としての役割を考えて、もっと重点的に、どこの部分をするというふうな目標設定の方が良いのではないのでしょうか。相互貸借とか、具体的な細かいところで持ってきて良いのではという気がしました。

(田村委員長)

この基礎的サービスの部分の数値でもっと選んでということでしょうか。

(渡辺委員)

そうですね。これは全体的などこの図書館でもやることなんですけども。

(田村委員長)

市町村でも通用するような。

(渡辺委員)

県立であれば特に市町村立図書館への相互貸借をもっと増やすとか、そういう細かい部分でもやっても良いのかなという感じを受けました。

(田村委員長)

最初にお話しした時間に来てしまいました。それでとりあえずここで終わりということにさせて頂いて、休憩の後では重点事業以下の報告事項の話をして頂きますけども、その時に、平

成 20 年度に重点的に取り組んだ事業のアからエまでですね、ここの部分についてのご意見もまたあらためて伺うということで、とりあえず終わりにさせていただきます。

(2) 報告事項

ア 平成 20 年度の重点的に取り組んだ事業

イ 平成 21 年度重点事業(案)

(田村委員長)

それでは議事を再開したいと思います。(2) 報告事項のア平成 20 年度の重点的に取り組んだ事業について説明をお願いします。

(安藤館長)

それではそれぞれの担当課長の方からそれぞれの事業について説明をさせます。

(川崎企画協力課長)

それではア、イ、ウについては先ほどの所でご覧頂いたようですので、才の県立図書館ルネサンス事業の所のご説明をしたいと思います。この事業については平成 18 年度に魅力ある図書館づくり検討会というところで県立図書館のあり方を検討する会議がありまして、その検討の報告を受けて事業化されたものです。

趣旨はこちらに書いてございますように、「図書館には、個人や地域の抱える身近な課題に対応し、具体的な課題解決を支援する機能が求められている。これに応えるため『人づくり』『地域づくり』『県全体の図書館機能づくり』の視点から『役に立つ図書館』となるための講座・講演をはじめとした事業を行い、多様な学習機会の提供及び県立図書館の利用促進を図る。」といったもので、2 番以下にございますように、主にこの中でいろいろな講座・講演会について報告を書いてございます。

事業概要としてはまず、(1)と(2)とに分かれておりまして、(1)は秋の読書週間講演会、これは 11 月に開催しました。良寛の生誕 250 年ということで昨年いろいろなイベントがございました。当館でも講演会と写真展を開催しました。新潟市の羽賀康夫さんというプロの写真家の方が、良寛の様々なゆかりの地を撮影した写真集を発行致しまして、その原画と言いますか、原写真を展示しました。また、それに関する講演もいろいろなエピソードを交えながらして頂き、参加者が 103 名ありました。

(2)は県民公開講座ということで、これも昨年から続けて行っていますが、今年はテーマを絞り、設定致しまして、1 番目としては健康支援講座、2 番目はふるさと新潟の本を読む講座、3 番目は所蔵資料紹介講座、4 番目はN I C O (新潟産業創造機構)との連携講座と 4 本立てで開催致しました。健康支援講座は 3 回、食、生活習慣病、心の健康づくりとそれぞれテーマをちがえまして開催した結果、好評で 120~30 名、ある時は 140 名ぐらいの方がご参加頂いて、アンケートの結果も満足、まあ満足という方が 70 パーセントから場合によると 90 パーセントくらいの方から、講演については評価して頂きました。

ふるさと新潟の本を読む講座というのは今年初めて企画したもので、12 月には河井継之助ということで当館の安藤館長が講演を致しました。これもかなり人気がありまして 172 名ということでホールはほぼ満杯の状態でした。1 月 31 日には矢田先生に「直江兼続とその時代」ということでお願い致しまして、これもホール定員 180 名のところ 207 名ということで非常に盛況でした。

所蔵資料紹介講座は 4 回行いまして、当館の所蔵している古い掛け軸や絵といったものを会場に実際並べて解説するというもので、これもかなり根強い人気がございます。常に 40 名ていどのご参加を頂いております。最後は 3 月 28 日ですけれども、これもすでに 50 名を超える応募がございます。

4 番目としてはN I C Oとの連携講座で、こちらはビジネス関係の講座でございまして、こちら 120 名の参加がございました。以上です。

（菊池業務第1課長）

それでは引き続きレファレンスの充実についてご報告申し上げます。趣旨と致しましては「県民の多様な資料・情報ニーズに応えるため、」云々でございますが、県立図書館として昔から必要とされております。古典的なことでございますけれども、レファレンスツールの作成という仕事がございます。日常的な課題解決という所を強く意識を致しまして、さまざまなツールを作成致しました。

事業概要について申し上げます。まず、新潟県関係の雑誌記事索引類の充実ということで取り組みを致しました。こちらはホームページで公開しております。現在20誌を公開しております。本年度4誌を追加致しました。これはまだまだ追加の必要がございます。私どもの館独自のものとしては、新潟県関係の地震関係文献速報の作成並びにホームページ上への公開も引き続き致しました。

展示関係のブックリスト等のツール作成についてです。昨年も相当の展示を致しましたが、本年度も相当数の展示を致しまして現在までで約50回、ミニ展示を含めまして、常に閲覧室では3つや4つの展示が並行して行われているという状態でございます。

関連致しまして、ブックリストの方を38タイトル、それからリーフレット、パスファインダーのようなものを10タイトル。併設の施設であります生涯学習推進センターと連携を致した展示が10回ございます。具体的には何か映画会とかありますとそれに合わせた展示をいたしました。

それから、紙媒体のリストではございませんけれども、ホームページ上でテーマ別ブックリストという所を新たに設けまして、こちらで20タイトル、20種類のテーマ別のブックリストを公開致しました。

利用者講座の実施、これはここ数年続けてやっているものですが、本年度は図書館活用術入門編を3回、書庫ツアーを2回、夏休み書庫ツアー、こちらは夏休みの子ども図書室の開室に合わせまして、お子さんや親子連れを対象としたものですが、こちらを3回致しました。こちらは例年に比べまして若干、と言いますか相当不十分でございました。正直に申し上げますと、前半だけでございました。後半は様々な新しい取り組みに力を入れましたので、こちらの方が少し疎かになりましたので、来年度は計画的に取り組んでいきたいと思っております。

索引類への対応については必ずしも十分な追加が出来ませんでした。展示、講座等への対応とございますが、こちらも相当の展示等を致しましたが、実は今ほどのルネッサンス事業でもご報告申し上げましたが、さまざまな展示活動や講座の活動を致しております。こちらと連携、協力した形での対応がより効果的であろうということで、さらに取り組んでいく必要がございます。

それから書庫開放などの新しいプログラムを計画しております。「書庫開放」と言いますのは取り組んでいる所は多くないと思います。書庫ツアーを致しますと大変お客様の反応がよろしいんです。いつでも入れるようにしてくれないかと、あと2時間くらいいたいんですけどとかいうお話がございます。考えてみますと、約70万件の資料がございますけど、表に出ておりますのはたった10万件で、残りの60万件を如何にお客様に見て頂いて活用して頂けるかというプログラムを来年度はぜひ実施したいということで考えております。

こちらのプログラムだけで決定的な効果が出るとは思えませんので、その他にも様々なプログラムを組みながら入館者増、のみならずサービスの向上につなげていきたいということで、来年度も引き続き取り組みたいということでございます。

（川崎企画協力課長）

続きまして他の図書館等との連携協力でございますが、趣旨はこちらにある通りです。どのようなことをやっているかと申しますと、国立国会図書館総合目録ネットワークに参加しております。全国の都道府県立図書館あるいは政令指定都市の蔵書が一元的に検索でき、

その資料の相互利用を行っているということです。それからレファレンス共同データベースというのは全国の図書館、公共図書館それから大学図書館も参加して、自分の館のレファレンスの事例を集めてそれを一般に公開しているというもので、私どもの館もこれに参加しております。987件提供しております。

県内に目を移しますと、横断検索システム、これは県内の図書館の所蔵する蔵書データを一元的に検索出来るものです。どの本がどの図書館にあるかというのが検索でき、それによってお互いの蔵書を、相互貸借で利用出来るというものです。現在26図書館（公共図書館のみ）の蔵書検索が可能で、全体の蔵書冊数は約595万冊になっております。

それから、当館の県内図書館への貸出冊数は12月現在ですが、3,504冊になりまして、昨年よりは3パーセントほど伸びております。

続きまして県内図書館等への訪問相談です。これは当館の職員が直接市町村の図書館に向きまして、様々運営の相談あるいは時によると研修を実施しております。内容としては児童サービスや学校図書館との連携、レファレンス研修等々のことをやっております。

その他連携事業としまして、今年初めて取り組んだのはお隣の県立自然科学館との連携事業です。「コロボックル物語の世界」という、児童文学者 佐藤さとの自筆原稿等を、自然科学館が展示しました。当館は臨時的に児童室を開室したりあるいは古い佐藤さとの蔵書を提供したりということを行いました。また、共同で読書感想文コンクールというのを行い、県立図書館長賞というのも設けました。

それから企画展では「直江兼続とその時代」ということで長岡市立中央図書館他、他の施設の資料を借りて行いました。当館の春日山城図といったような古い資料も歴史博物館に貸し出したりというようなことで、お互いの資料の貸し借りで連携を進めております。

にいがたハッピーライフプロジェクトというのは、併設の施設であります生涯学習推進センターと県立図書館が連携をして、つい先だって「14ひきシリーズ」「いわむらかずおさんおはなし会」というのを行いました。3月15日には「親子あそびでフィットネス」、3月20日には「地元のお野菜もっとおいしく食べるコツ」ということで、共同で連携事業を行う予定です。

（太田副館長）

10ページの「県立図書館友の会」についてご説明を致します。昨年の6月5日に発起人会を、9月11日には設立総会及び記念講演会を開催致しました。昨年の10月から今年の3月までは、ほぼ毎月「おしゃべりサロン」を開催致しまして、講師の先生からお話し頂いて、会員の方々とおしゃべりなど、フレンドリーな形で開催しております。原則として、共同研究室を会場として開催致しました。

その他、こども図書室については昨年の夏に、夏休み期間中、新潟県社会教育協会に委託をしまして、協会所属のボランティアの方々から運営して頂きましたが、11月に臨時開室した際は、友の会のボランティアの方々からご協力を頂きました。また、今年の3月7日から子供図書室が平日も含めてオープンになりましたので、このオープンに伴って土日祝日に限って友の会会員の方々からボランティア活動を行って頂いております。

その他、活動としては、本年度中に友の会の会報を発行する予定です。お手元にチラシがお配りしてあるかと思いますが、5月8日に新年度の総会を予定しております。そこに記載のとおり総会の他に朗読公演、文化講演会の開催を予定しております。

次ページの喫茶室の開設についてでございます。昨年それから一昨年とコーヒーショップの試行等を行った訳ですけれども、それを受けて恒久的な喫茶室の利用も見込めると判断されましたので、昨年、喫茶室の出店についての公募を行い、出店業者の選定を致しました。コーヒーショップの場所は、1階のスタディールーム、店舗としては約30平方メートル、厨房部分としては約15平方メートルでございます。店舗は幅4メートル、奥行き8メートルくらいの広さでございますが、そこにコーヒーショップを開設する予定で現在工事を進めており

ます。

昨年の12月の下旬から今年1月の下旬まで出店者の公募を行いまして、30人程度の応募がございました。今年2月2日にその方々のプレゼンテーションを行いまして、出店者選定委員会で出店者を決定したところでございます。

お手元のチラシにカフェのご案内がございまして、出店者として「ライブラリーカフェ & チョコレート MICICOCO」という店がオープンします。4月11日オープン、プレオープンが4月7日でございます。喫茶室の開設については以上でございます。

(安藤館長)

若干補足させていただきますと、去年から今年にかけて、県立図書館の見た目はすごく変わったと自覚しています。資料4の重点事業ア、イ、ウ、エのあたりを中心にして、従来なかったこども図書室も先週から平日も含めて完全にオープンする形にしております。くらしガーデンというちょっと華やかな感じのコーナーも作りまして、今週の火曜日からはCDコーナーも作って500枚くらいCDを置いたのですが、まだ3日くらいしか経っていないのに半分以上借りられてしまって、この土日を経ると1枚も無くなるのではないかという感じで、大変利用されています。

見た目も変わったし、利用者も高校生も来るようになったし、小さな子どもさんを連れた母親の方も来るようになったし、全体は大変賑やかというか、様々な人が集まってくる活性化に近づきつつあるのかなと思ってはいるのですが、もう一方で図書館の着実な部分として、レファレンスとか他の図書館との協力とかということに関して言えば、ほとんど前進がないというのが現状でありますので、本当の意味の図書館の中身がもう少し充実する必要があるかなと自覚しているのですが、今年1年の状況はそんなだったということでご理解を頂きたいと思っています。

(田村委員長)

それではアからエの部分も含めて、重点事業などについて質問、ご意見があればお伺いしたいと思います。如何でしょうか。

(押木委員)

3点お願い致します。先ほどからレファレンスの話が出ていますが、私は県立図書館の良いところの一つはレファレンス、それから調査・相談コーナーの充実だと思います。私もよく使わせて頂いています。私たちが調べる時に、なかなかパスファインダーやブックリストだけでは間に合わなくて、結局個々に相談しなければならないケースが多いのです。調査・相談のコーナーに実際に行けば、確かにいろんな資料を紹介して頂いたり相談に乗ってもらえます。県立図書館ではメールでも調査・相談を受けてくださっているのですが、メールでお願いすることが多いのですが、非常に混んでいて、なかなか返事が返ってこないということが多いです。それで仕方なく市立図書館にもお願い致します。今までは市立図書館は非常にレファレンスでは弱いと言われていたのに、かなり熱心に調べて頂き、メールや電話で結果を教えてくださいと、サービスが進んでいるんですね。ですので、個々の調査・相談をメールで受けるのであれば、その所を責任をもって丁寧にやって欲しいし、それを売りにしてほしい。これからたとえば大学生がレポートを書きたいという時にも県立図書館は対応出来るんですと宣伝出来ますので、やっぱり、県立図書館のレファレンスは充実させて頂きたいなと思っています。

2点目は友の会についてです。友の会のいろんな企画をありがとうございます。私も実は友の会に入っていますが、最初の総会記念講演会、それから最近の第4回目のおしゃべりサロンの案内は来たのですが、その真ん中の物は私の所には届いていなくて知らなかったということがあります。参加者も各回10人、10人、10人となっていますので、これはどうなのかなと思います。せっかく会員が200人いるのに、10人くらいの集まりで良いのかなと思って

います。それから友の会はこども図書室でボランティア活動をされているそうですが、ボランティアが子どもたちに本を読んで聞かせたり提供するわけですので、ボランティアをちゃんと育てていかなければいけないのではないかと思います。やはり専門の児童サービスをする職員がいなければ意味がないと思います。ぜひ私はボランティアを育てる講座もして欲しいし、ちゃんと職員もいて欲しいというふうに思っています。

3点目。今年からでしょうか高校生が閲覧室の中で勉強しても良いというふうに聞いているのですが、そういうことは今話に全然出ておりませんが、新しい何かの活動の一つとして高校生が利用しやすい図書館というのは、どこかで宣伝なり何かしないのでしょうか、それについてお答え頂きたいと思います。以上3点お願いします。

(菊池業務第1課長)

最初のご指摘、レファレンスにつきましては、おっしゃるような現象が起こったという事実がございます。やはり、本年度いろんなものの取り組みが優先した結果、こちらの方に力を注ぐことができなかったというのは事実でございます。こちらは十分その点を認識しておりますので、丁寧でしかも早い回答という形でさらに取り組みを立て直していきたいと思っております。

(田村委員長)

いついつまでに回答するとかというような、回答期限は設けてありますか。

(菊池業務第1課長)

いいえ、そういう基準は今の所ございません。よそ様ですと、たとえば1週間以内ですとか、マニフェストのような形でやっている所もございます。実情を申し上げますと、今回は大変混みあっておりますので、回答が遅れますというような事例が非常に多くございました。これは来年度の最大の課題、レファレンスツールとかそれ以前の力を注ぐべき、対処すべき点でございます。お詫びするとともにまた取り組みについてしっかりと改めて認識を致します。

(安藤館長)

2番目の友の会ですけれども、今後友の会というのをどう運営するのかという問題が実はありまして、前回の協議会でもご指摘があったのですが、ちょっと重すぎるのではないかとのお話がありまして、県内のかなり文化的な著名人の方々がずらっと名前を連ねていて、そういう方々はほとんど無償で講師に来て頂くというメリットがあって友の会の役員というか発起人ができているという現状にあります。

一般の会員の方々からは会費1千円を頂く訳ですから、会報を作って若干の講師の交通費などを払うともうそれで会費はゼロというような状況にあるものですから、頻繁に会員の方にいろんなお知らせをお伝えするだけの切手代が出てこないんですね。頻繁にやれば一番良いんですけども、200人の方に1回ずつやるだけでも、切手代プラスアルファで何万というのが1回ずつかかるのでとても出来ないというのが現状にあります。

ですので、そういうなかでも日常活動としては、出来るだけ1か月に1回程度はおしゃべりサロンと称して、中身はかなりレベルが高いのですが、10人、20人くらいで割と近いところで話が聞けるようなそういう場を設けています。知っている人しか知らないという現状にあるので、言われるように利用者はそういないのですが、利用者が30人も50人もいるとおしゃべりサロンにならないものですから、あくまでも10人、20人、最大でも20人で切ることにはしているので、20人で講師とこのくらいの距離間でしゃべれるというのを目安にしています。そういうコンセプトだというふうにご理解頂きたいと思います。

ただ一般の会員からみると、入っているメリットがないということになるので、どんどん会員が増えるということではなくて、多分ほどほどの人数で推移するのではないかなと思っ

ています。

ボランティアの方は、こども図書室を運営するに当って、私どもの担当職員が1人おりますけども、それ専任でやっている訳ではないものですから、こども図書室の普通の運営はボランティアさんをお願いしようということにしています。それも土曜、日曜だけの、比較的孩子さんがたくさん来ると思われる日だけ、ボランティアさんが見守りをしているという形にしてあります。市町村の図書館のような形態は全然考えていなくて、市町村の図書館の場合だとボランティアさんがちゃんと養成されて、その方々が読み聞かせをして児童サービスはこういうものだとかとかやるんですけども、私どもは今の所はそういうものは全然ねらっていません。むしろ大人の本と同じように、とにかく本を自由に読んでくださいという考えだけで行こうと今はしています。ですから積極的な児童サービスを展開するのではなくて、ボランティアさんも読み聞かせをするのではなくて、自然体で、親子連れできて、ゴロンと寝ころんで、今のレイアウトを見て頂くと分かるんですけども、ガラス戸をはさんでこちら側にクラシガーデンという割と女性向けのものがあって、子どもの顔を横で見ながら、親はクラシガーデンの方で好きな本を読んでいる、子どもはこども図書室の方でゴロンとしているとか。というようなことを考えているので、一般的に言われている児童サービスというものの展開は考えていないというのが、今の私の考えです。

高校生についても特に閲覧室内の自習を許可している訳ではないのですけども、いろんな読書体験なり、いろんな体験を積んでもらう一つの過程だと思っているので大きく注意をしたりしないということで、基本的には閲覧室は図書館の本を読む場所で、自習するならエントランスホールでお願いしますという積りでいます。ですので、閲覧室で自由に受験勉強をしてねという宣伝はしないんですけども、自分の持ち込んだ本と図書館の本と両方を兼ね備えているような体験をしてもらえばいいんじゃないかな、というのが今の方針なんです。

そういう意味で、ぐぐぐっと踏み込んでいないんですね。児童サービスもそうですし、高校生もそうですけども、われわれが積極的にそういうサービスを展開するというのではなくて、まさに大人も子どもも高校生もみんな一緒に同じ空間の中で、普通の社会生活と同じにワンフロアの中で共存しながら、一緒に本を楽しんでくださいという感じで、割と突き放している、環境は整えるけどもそれ以上のことはしないので突き放している形で臨もうと思っています。

(押木委員)

それは分かったのですが、それだと入館者は増やしたいという希望と繋がらないのではないのでしょうか。入館者を増やしたいという目標があるのであれば、そちらの方も考えて頂いて、やはり本を手渡す人がいなければ、子どもたちは本を選べないし、自分で大人のように探せない。高校生たちもどうぞ入って良いから、本を読めばと言われても、やっぱり読めない。若者に対しては本だけおいても絶対本を読まないの、そういう働きかけというのも考えて頂けたらというのが私の考えです。

(安藤館長)

児童サービスに関しては、ここは子どもたちだけで来るというのがほとんど不可能な場所なので、必ず親子さんなり家族と一緒に来るというような形になっていて、この前の土曜日から正式オープンして、ずっと土曜、日曜の様子を見ていますと、若い夫婦連れが小さな子どもさんを抱いたりしながら、むしろ親の方が楽しんだりしているというような形であります。子どもだけを集めた読み聞かせというようなものは、私どもはまだそこまで踏み込むつもりはないんです。

高校生も同じように、高校生に向かってこの本が良いとか、あの本が良いとかいうことは、県立図書館としては今のところ思っていないで、学校図書館であればまたちょっと違っているのかも知れませんが、そういう意味で青少年の読書はどうだとか、こうあるべきだとかというのはまだ確固たるものをもっていないので、本当に放任主義の場所という、それ

でも子どもは育つという自信のもとで物事をやって行ったらいいのではないかと考えているのですが。

(田村委員長)

来年度の話も入っているようですので、資料5の平成21年度の重点事業の方に行きたいと思います。それではお願いします。

(安藤館長)

資料5が平成21年度重点事業であります。先ほどからの20年度の事業内容や評価を踏まえて、さらにどうして行きたいかということとを纏めてあります。1番はこども図書室を作りましたので、それをどのように充実させていくかということが最大の課題だと思っています。

直接の利用者は子どもだけというよりむしろ親子連れということになりますが、親子連れだけの効果ではなくて、市町村への波及効果というものも考えていきたいとは思っているのですが、まだ十分に方向性を定めている訳ではないです。利用そのものが、この前の土曜、日曜は何十人かの利用があったのですが、平日にここに子どもさんを連れて来られる方は皆無に等しいという状況にありまして、そういうような状況も含めて、ここでのこども図書室のあり方というものを少し時間をかけながらやって行きたいなと思います。

2番目は評価の項目にもありましたけど、県立図書館の貸出冊数は極端に少ないです。1日当たり800人とか1,000人の方が来られるんですけども、本を借りて行く方はそのうちの150人から200人くらいなので、4分の1とか5分の1以下位の数の方しか本を借りないです。最大10冊まで借りられることになっているんですけども、平均して3冊くらいしか借りないので、150人~160人の方が1日に5・600冊くらい借りるというくらいの数でありまして、年間通しても10万冊ちょっとくらいしか借りないという実態にあります。それは他の県立の図書館と比べても極端に少ないですし、市町村とは比べようもないほどですので、まるっきり桁が1つ、2つ違うほど少ないです。それが新潟県立図書館の特徴だということになるのか、それはどこかが間違っているから、どこかに問題があるからそうなんだということになるのか、私どもの中でもいろんな意見が分かれていますけども、私としてはたくさんの人から来てもらって、たくさんの本を読んでもらうためには、もう少し貸出を増やしていくための仕掛けが必要なのかなというふうには思っています。ただ、ここは貸し出すための場所ではないのだということもありうるかもしれないし、あるいは、住民のニーズは借りたい本がないからだということになるからかもしれないです。非常に極端な言い方をすれば、借りたい本がないから借りないのだということかもしれないですね。それらを踏まえて、現状分析を含めて対応を考えていきたいと思えます。

3番目は、先ほどレファレンスが雑になっているというお話があったのですが、多分その通りかなと思っています。それらを拡充していきたいとは思いますが、人手が限られているのと、大変手間暇かかるのをやめて行くためには、単に人手だけに頼るレファレンス、調査・相談ではなく、データベースだとかコンピュータだとかいうのをもっと活用したような仕組みを作らないと、人手だけでは多分出来ないと思うので、もっと総合的な対応を考える必要があると思っています。

その一環として4番ですが、いろんなデータベースを揃えておかないといけない。言われてその場になってあれこれ調べているとすごい時間がかかる訳ですが、いろんなデータベースを揃えて迅速な対応ができるようにしていかなければいけないなとは思っています。それも今のところは非常に弱いです。

ちゃんとしたコンピュータシステムがないとデータベースも作れませんし、そのコンピュータシステムが平成22年度の6月で契約が満了ということになっています。新たなコンピュータシステムを導入することによって、今よりも飛躍的にコンピュータを活用してのいろんなサービスが出来るような模索を考えたいと思っていて、来年契約満了ということは、今年準備しないと出来ないということですので、今年は正念場なんですけど、このための予

算がつく予定はないので、すべて今の予算の範囲内で新たな開発もしてレベルもあげると、至難の技のことを今年は真剣勝負でやらなければいけないかなというようなことを思っています。

6番目が図書館のいろんな付加価値サービスを充実させたいなと思っているんですけども、具体的にはそれを固有名詞で図書館ルネッサンス事業というような呼び方をしています。今年やりたいと思う内容が2ページ目、3ページ目にあります。固有名詞で「ルネッサンス事業」というと何のことが分かりませんが、一般的に言うとそれは図書館の付加価値サービスだろうと思っています。今は正直、単なるという言い方はちょっと語弊があるのですが、図書館のサービスが本質的に充実してるということではないのではないかな、というふうに現状においてはおと思っています。

それでも一応1か月に1回くらいの割合で、様々なイベントなり講座なりを開いて、ほぼ月1ペースでプラスアルファの付加価値サービスを提供していきたいというのが来年度に向けての事業の概要です。以上です。

(田村委員長)

如何でしょう。今までのもの全部含めてご意見、ご質問頂ければと思います。

(矢田委員)

資料5の4番の新潟県関係雑誌索引データベースは一層充実して頂ければありがたいと思います。最近気がついて使い出したので、非常に便利ですが、タイトルが地味なので、そこに入るのに気がついたのが最近なんですね。知りたい情報がまだ入っていない、もちろん検索すればいろいろ出て来るんですけど、入っていないので一層充実をお願いしたいのと、正しいタイトルなんですけど、もうちょっと人を誘導するようなタイトルにならないかなと思います。しょっちゅう誘導するような記事を流すだけでも良いので、このタイトルを入れましたというようなことをしょっちゅう流しておけば、そこに誘導することになるのではないかなと思います。

それから、先ほど質問が出た中で、私も思うんですけど、入館者の問題なんですけど、他県となんで違うのかというのはやはり分析して頂いた方がいのではないかなと思います。私は大阪の大学だったので、府立図書館に行くと、高校生だらけなんですよ。私は受験勉強のために行ったことはないんですけども、ものすごい高校生を入れる中で入館者が増えているのだと思うので、今のレイアウトだとちょっと高校生が入るような場所がないような気はするんですけども、他県はどうやっているのかというようなことも含めて、研究して頂いた方が良いのではないかなと思います。とにかくずっと、送って頂いてから気になっているのは他県比較で、群馬県立図書館はどうなっているのかというのがね。宮城県とかと比べてもしょうがないので、群馬県立図書館とどこがどう違ってこういう数字になるのかなということはね。本の貸し出しはいくらでもごまかそうと思えばごまかせるんですよ。上杉関係の本をたくさん、10冊くらい購入しておけば、借り出す方は増える訳で、あんまりそんな小細工を県立図書館に望む人はいないと思うんですけども。ただそう考えても群馬県立図書館との違いが多過ぎるので、重点事業は良いんですけども、すべてを狙い撃ちしてもしょうがないので、どこかの県立図書館の特徴をですね、どこかの県立図書館さんの取り組みを分析されるというのも良いのではないかなと思いました。以上です。

(宮下委員)

私は仕事柄、役職柄、県立図書館の運営のこういうことにも関わっていますし、新潟市のほんぼーとの運営にも関わっているんですけども、今お話がありましたけれども、必要な本を求める人たちにさらに活用しやすい、有意義なというか、価値のある図書を提供する。どちらかというほんぼーとの場合は、今まで図書館に通わなかった子どもたちあるいは大人たちに対してできるだけ新規というか、関心を持ってもらって本を読むあるいは利用する人

たちを増やそうというような方向に行っているかなと思っています。でも両方とも本気で、何としても図書館の運営そのものを活性化したり、利用を増やしたりという努力をされているということは、ここに関わらせて頂いて感じております。

県立図書館の役割をこちらの方向にするのだと、つまり求める人が求めやすい、あるいは本当に求める人から評価されるような図書館に出来るだけしたいなというのであれば、市の図書館と客層とは言いませんですけども、利用者の層が違う訳ですので、競合する訳では全くありません。そうなるともっと、もっと、市の図書館との連携と言いますか、いろんな情報交換を図る必要があるなという感じはしております。先ほどもお話がありましたけれども、市の図書館にも足りなくなって困っているんだと、あの本は貸し出しが満杯なんだよとか、ちょっと古いので市の図書館ではないのだよという本を、県立図書館に行けばあるんだよ、確実にあるんだよという形で読めるんだよという形にするのか。同じような本を、来館者を増やすために揃えておくのかというようなところを、きちんと決断されるというか、考え方を統一されて進める必要が出てくるのかな、と今は思っています。以上です。

(田村委員長)

他は如何ですか。

(安藤館長)

公募の委員の方からも、なにかございましたらお願いします。

(植木委員)

ちょっと疑問があるんですけど、他県の図書館ですけど、職員の人数ですとかだいたい多い所がありますけども、これは分館を含んだりしているような可能性はないんでしょうか。それから、新潟市立図書館の場合、個人貸出冊数は非常に多いですけども、これはどこの図書館に返しても良いというシステムが非常にうまく行っていると思うんですが、2点です。

(安藤館長)

全国的に県立図書館の場合は分館というのを一般的には持っていません。全国的な傾向としては宮城県であれば仙台藩とか、茨城水戸藩とかですね、福井なんかもすごいんですけども、そういう江戸時代からの城下町でそういう資料をそっくり引き継いでいるような図書館はすごく充実しています。資料の中身もすごく充実していますし、職員数も我々の2倍、3倍という規模でやっていて、これはやはり300年、500年の歴史だなと思います。残念ながら新潟の場合はそういう伝統もありませんし、職員数が2倍、3倍になるということもちょっと考えられないので、今の、現状の中でやって行くというふうに思っています。貸し出しについては、私たちがなりにいろんな分析はあるんですけども、私どもがそもそも買っている本、選書している本というのが、大変難しい本なんです。お金を置き換えると、ここの平均買っている本の単価は3,500円から4,000円くらいの本を買っているんで、それを10冊も借りて行って読む人ってまずいない訳です。そういう意味で、普通に読書するというような本ではないのは明らかだなと思っています。でも、それを良しとするか、もっと普通に読める本をもっと揃えた方が良いんじゃないのかということになるかは、大きな方針の問題なので十分な議論が必要かなと思っています。

(小林委員)

評価ですけど、評価に入館者数、個人貸出数とかいろいろ書いてありますね。基礎的サービス評価。そういうものを出すのであったら、これはまた変わってくるのじゃないですか。たとえば冊数なんかは漫画とか何かを置いたらいっきに上がるんですよ。例えば子どもや学生数とか、人数、冊数ともに。市の図書館は殆ど、そういうものが多分入っているんですよ、この冊数の中に。でも、県立図書館の本の内容は、そこははっきりと分けて入館者数を

増やすイコール、読み易い本を入れて増やすって、それを取るのか、もっと地に足がついた詳しい資料とか、たとえば借りなくてもそこで読んでいくとか調べて行って入ってもらうとかね。そういうのだから、一概に数字であまり判断したくないんですね。ここが増えているからこの図書館はすごく良いんじゃないかとかいうとらえ方だと、なんだか新潟県立図書館の良さがなくなるような気がするんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

(安藤館長)

言われるとおり、安かろう悪かろうになると意味がないので、安かろう悪かろうにならない中で、でもやっぱり賑わっていないと全体が沈んでいくので、その兼ね合いを考えていくしかないんですけども、たくさんの方が来ていないと、賑わいがないと本当にどんどん駄目になってくんですよね。シーンとしているのが良いわけでは必ずしもなくて、やっぱり人がいて活性化しているなあ、というのがないとかいう所の運営は出来ないなと実感していますので、いろんな人から来て頂きたいとは思っています。ただ、安かろう悪かろうになって、単に人が増えれば良いとか貸し出しが増えれば良いとは決して思っていませんので、どういう中身で何をどう提供していくかというのを、真剣勝負で考えていきたいと思えます。

(田村委員長)

貸出冊数はどうかなという感じは、私も個人的にはするんですけどね。入館者数は分かるんですよ。来館して、貸出しも含めいろんな使い方をしてほしいというのがありますから。それを、貸出冊数に限定してしまうと、どうしても冊数を伸ばす方に流れちゃう、本末転倒になるんじゃないかなという気がするんで、重点事業として掲げるのであれば、冊数より入館者数かなという気が、個人的にはしております。

(上原委員)

県立図書館に来るたびに、確かにユースコーナーとか、くらしガーデン、仕事・ビジネスそれから郷土資料コーナーの所はたくさんの方が、今日も思ったより多くの方がそのコーナーにいらっしゃるなという感じがありました。毎回来るたびに思っています。ただこれからどんどん、どんどん、うんと増やしていくというふうには先ほどおっしゃっていたので、そうであろうとは思いますが、内容を見ますとブルーボックスは全部揃えてあったりとか、魅力的なんですけどももっとすごい、これは県立図書館に来なくちゃ、これだけ魅力がある所だったらまた来たいと思わせるだけの、始まったばかりですので今の全てということではないとは充分知りながらも、もっと驚くほどの充実さでバーンとぶつけてみると、これはすごいということになると思うんです。今だと、ちょっと、確かに大変読みやすかったり魅力はあるんだけど、よっぽどの魅力に結びついていけばもっともっとたくさんの方々が来られるんじゃないかと思えます。

私も以前よりは県立図書館に来るたびに本は借りておりまして、もちろん、上越市立図書館からも相互貸借では県立からかなりの量は借りているんですけども、ここで借りた場合、ちょっと話がずれるんですけども、返す時は郵送で返しているんですが、ゆうパックが何かで返しているんですが、もしそれも相互貸借と同じように上越市立図書館で返せれば。それは小さいことで、別の話になるかと思いますが、またここで10冊借りていくことも気楽に出来るんじゃないかなと思ったりしています。以上です。

(田村委員長)

小さい話じゃなくて、多分大きい話なんです。鳥取県立とかがやっていますが、市町村立を通じて資料の貸し出しが出来るようになるというのは、新潟県域全体に対してサービスするという事になるからとっても大事なサービスになると思うんです。ただ予算とか、資料の配送とかいろいろお金がかかるので問題があると思うんですけど。

(安藤館長)

県立と新潟市立と大学の図書館で、より連携する仕組みというのを今考えていて、本の場合は物がちゃんとそこに届いて、違う所でも借りたり返せたり出来ないと駄目なので、そういう仕組みを新潟市内だけでも作れないかなということで、検討しているところであります。大学は非常に熱心に取り組んでいらっしゃるんですけど。

(田村委員長)

国立国会図書館などはGoogleで検索した時に、検索結果の上に来るような工夫をしているんですね。だから最近は出てきていると思うんですけども。つまり、地味に行くんじゃないくて、検索結果で上の方に、たとえば新潟県関係の雑誌記事だったらここだよっていうのが検索ですぐ出てきて、飛べるような仕組みとかですね。そういうのが割と、機械的な仕組みでできるのでそういうのは国会図書館に話を聞かれるなどして、やられたら良いんじゃないかな、というふうに思います。せっかく作ったものが利用されないともったいないですよ。時間が過ぎてしまいましたけども、それでは。

最後に確認ですけど、来年度以降、図書館協議会は新潟県立図書館の評価に関わるということによろしい訳ですね。委員の皆さんも評価に関わる。個人的にはぜひ関わった方が良いと思っておりますが、よろしいでしょうか。具体的にどういうふうにされるかは引き続きご検討頂ければと思います。

(安藤館長)

従来の図書館協議会であると同時に評価の外部委員会みたいな役割がここに付加される形になって、それはおそらく全国的にも先進的なモデル的な取組の仕方になるかなと思っております。私どももそれを前提にいろんな仕事の組み立てをしていきたいと思っております。協議会とのやり取りを、いきなりポンと出てくるのではなくて、ある程度日常的にも頻繁に出来るような、そういうやりとりの仕方にとできると一番良いなと思っております。

(田村委員長)

だいぶ時間も過ぎてしまいました。今回の協議会はこれで終わりにして、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

(司 会)

以上をもちまして平成 20 年度の第 2 回新潟県立図書館協議会を閉会したいと思います。本日はお忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございました。